

野田市重度障がい者等日常生活用具
費助成等事業実施規則の一部を改正す
る規則をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 6 0 号

野田市重度障がい者等日常生活用具費助成等事業実施規則の一部を
改正する規則

野田市重度障がい者等日常生活用具費助成等事業実施規則（平成 1 8 年野田
市規則第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

別表排泄管理支援用具の項紙おむつ等の目中

「

3 歳以上の者で高度の排便 （排尿）機能障がい者のう ち脳原性運動機能障がい者 で意思表示が困難なもの	障がい者が容易に使用し得 るもの
--	---------------------

を

」

「

次のいずれかに該当する３歳以上の者で、常時紙おむつ等を必要とするもの １ 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストーマの変形のためストーマ用装具を装着することができない者 ２ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害（二分脊椎等）による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者 ３ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 ４ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者	障がい者、障がい児又は難病患者等が容易に使用し得るもの
---	-----------------------------

に改める。

」

附 則

（施行期日）

- １ この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ この規則による改正後の野田市重度障がい者等日常生活用具費助成等事業実施規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、この規則の施行の際現

に新規則別表排泄管理支援用具の項紙おむつ等の目障害及び程度の欄に規定する者に該当するものであってこの規則による改正前の野田市重度障がい者等日常生活用具費助成等事業実施規則別表排泄管理支援用具の項紙おむつ等の目障害及び程度の欄に規定する者に該当しなかったものが令和7年2月28日までに新規則第4条第1項の規定による申請をした場合には、令和6年4月1日以後に購入した紙おむつ等に係る日常生活用具費等助成事業について適用する。この場合において、令和7年2月28日以前に購入した紙おむつ等に係る助成は、別に定めるところによる。